

不足額給付金 I (転入者等)

物価高騰重点支援給付金(不足額給付)申請書

※ 物価高騰重点支援給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
野田 市長殿

※本様式は、物価高騰重点支援給付金(不足額給付)の対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
※本様式を提出いただいた場合、野田市において審査の上支給の可否を決定します。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から野田市に転入し、令和7年1月1日時点で住民登録があった方で以下の支給要件に該当する方が対象になります
(例)・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方・令和6年中に扶養親族が増えた方
- 支給要件に該当するが、何らかの理由で支給要件確認書等の通知が届かなかった
- その他、上記以外

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い野田市が国の算定ツールを用いて算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には物価高騰重点支援給付金(不足額給付)(以下「不足額給付」という)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小単とし、これに満たない端数の場合には切り上げる) - III > 0となる納税義務者

- ・ I 所得税分の所要額: 3万円X減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く)
- ・ II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円X減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く)
- ・ III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 不足額給付の支給要件の該当性等を審査するため、野田市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行う事や必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

- ④ 野田市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、野田市が定める期限までに給付対象者に連絡・確認できない場合に、不足額給付が支給されないことに同意します。

- ⑤ 不足額給付の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や不足額給付の支給要件に該当しないことが判明した場合には、不足額給付を返還します。また、不足額給付の支給要件に該当しないにもかかわらず支給申請することは、不正行為に該当する場合があります。不正受給をした者は詐欺罪に問われることがあることを理解しました。

- ⑥ 申請期限(令和7年10月31日(消印有効))までに申請がない場合は、不足額給付の支給はできません。

- ⑦ 不足額給付(他自治体と同様の給付金を受給済みの方も含む)の支給を受けていません。受給していた場合には、不足額給付を返還いたします。

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名	男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【法定代理人申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を法定代理人と認め、物価高騰重点支援給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ②下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、コールセンター(050-2030-6471)までお問い合わせください。

提出書類

- 『物価高騰重点支援給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
- 誓約・同意事項(表面中段)
 - 申請者(または法定代理人)の氏名など(表面下部)
 - 振込口座(裏面上部)
 - 署名(裏面下部)
- 『本人(法定代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 運転免許証、資格確認書(保険証)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付ください。
- 【令和6年中に他の市区町村から野田市に転入されてきた方はご提出ください】
『調整給付金の支給要件確認書や支給決定通知書などの写し(コピー)』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
「支給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していない方」または「上記資料を添付できない方」
- 『令和6年度分個人住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
- 【令和6年分所得税やR6年度住民税に変更がある方はご提出ください】
『令和6年分の給与・年金等の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』
※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等がわかる書類の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

※本申請書提出後、審査を実施し結果を通知いたします。審査には3~4週間かかる可能性がありますので、ご了承ください。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、資格確認書(健康保険証)、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※法定代理による場合は、本人及び法定代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

※①公金受取口座への振込を希望される場合は不要

※②で記入した口座への振込を希望する場合は、口座の確認書類を提出してください。